

本庄市と株式会社日本ウォーターテックスとの包括連携に係る実施要領

令和5年3月29日
埼玉県本庄市
株式会社日本ウォーターテックス

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と株式会社日本ウォーターテックス（以下「乙」という。）は、令和5年3月29日に締結した「本庄市と株式会社日本ウォーターテックスとの包括連携に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施に関して必要な細目について、次のとおり定める。

（連携事項）

第1条 協定第2条に定める連携事項の実施について次のとおり実施する。

- （1） 第1号から第4号については、「地域における協力に関する覚書」により実施する。
- （2） 第5号については、「災害時等における水道の応急対応の支援に関する覚書」により実施する。
- （3） 第6号については、その都度、協議により定めるものとする。

（実施開始日）

第2条 この要領は、締結日の翌日から実施するものとする。

令和5年3月29日

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

甲 埼玉県本庄市

本庄市長 吉田 信 解

埼玉県幸手市緑台1丁目19番11号

乙 株式会社 日本ウォーターテックス

代表取締役 佐藤 亮

地域における協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、甲及び乙が業務上の連携を図り、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、本庄市内における業務中、次に掲げる場合には、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者、生活困窮者及び子ども等（以下、「高齢者等」という。）について何らかの異変に気付いた場合は、別紙1「高齢者等見守り連絡票」により情報提供する。
- (2) 道路の異状を発見した場合は、別紙2「道路損傷状況等連絡票」により情報提供する。
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合は、別紙3「不法投棄等連絡票」により情報提供する。
- (4) 空き家の異状等を発見した場合は、別紙4「空き家異状等連絡票」により情報提供する。

(対応)

第3条 甲は、前条の規定による乙からの連絡を受けた場合には、誰もが安心して暮らし続けられる街づくりのため、誠実に対応するものとする。

(免責)

第4条 乙は、第2条第1項の規定による連絡を行うことが出来なかった場合であっても、当該高齢者等において生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、高齢者等の見守り活動を実施することにより知り得た個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。この覚書が終了した後も同様とする。

(協議)

第6条 この覚書の実施に関し、必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(期間)

第7条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の翌日から1年間、この覚書を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年3月29日

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

甲 埼玉県本庄市

本庄市長 吉田信解

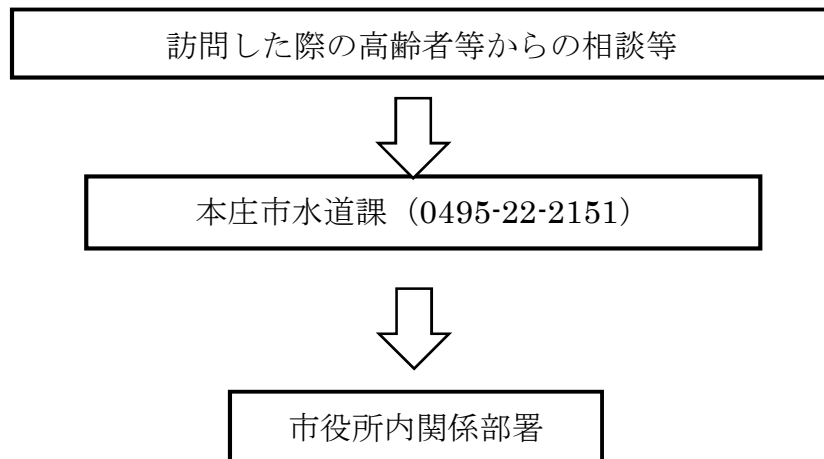
埼玉県幸手市緑台1丁目19番11号

乙 株式会社日本ウォーターテックス

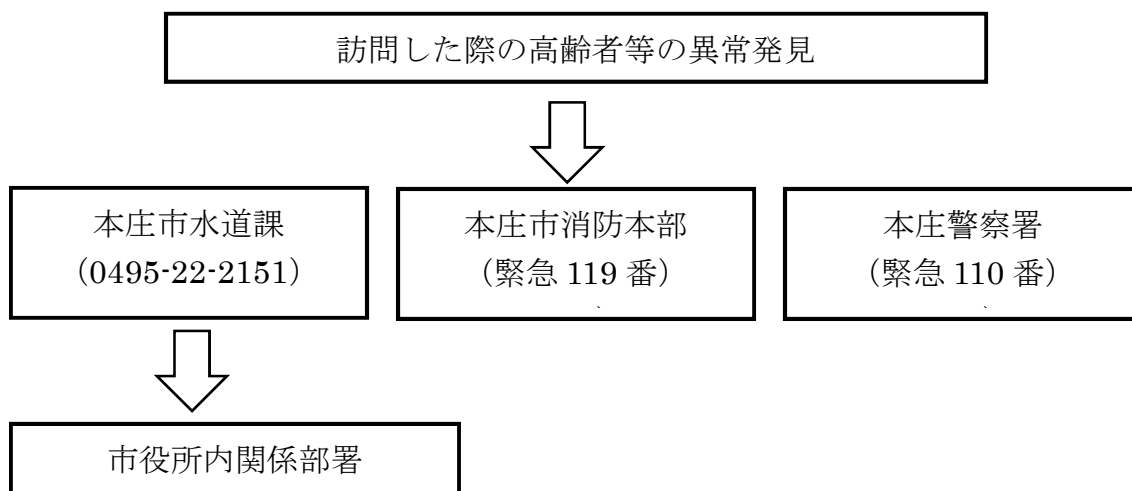
代表取締役 佐藤亮

連 絡 網

(緊急性の低い場合)



(緊急性の高い場合)



本庄市と株式会社日本ウォーターテックスとの包括連携協定担当課

令和5年3月29日現在

事 項	部	課 係	電話番号	F A X
包括協定担当	市民生活部	市民活動推進課 市民活動推進係	0495-25-1118	0495-22-0602
連絡担当	上下水道部	水道課 業務係	0495-22-2151	0495-22-2153
災害発生時担当	市民生活部	危機管理課 危機管理係	0495-25-1184	0495-22-0602
高齢者の異変担当	福祉部	地域福祉課 地域福祉推進係	0495-25-1127	0495-23-1963
障害者の異変担当		障害福祉課 援護係	0495-25-1125	0495-23-1963
子どもの異変担当	保健部	子育て支援課 子育て支援係	0495-25-1143	0495-25-1145
不法投棄担当	経済環境部	環境推進課 環境衛生係 環境保全係	0495-25-1172	0495-25-1248
		支所環境産業課 環境係	0495-72-1334	0495-72-4216
道路異状担当	都市整備部	道路整備課 道路維持係	0495-25-1134	0495-24-0242
空き家異状担当	都市整備部	都市計画課 計画係	0495-25-1136	0495-24-0242

年 月 日

本庄市役所 御中

株式会社 日本ウォーターテックス

高齢者等見守り連絡票

以下のとおり高齢者等見守りの連携事項を発見しましたので、お知らせします。

発見日時	年 月 日 () 時 分 頃	
状 況	(該当する項目の□にチェックしてください) 状況 <input type="checkbox"/> 郵便物、新聞が溜まっている <input type="checkbox"/> 高齢者等の様子がおかしい。 <input type="checkbox"/> 養護者らしき人物からの怒鳴り声がひどい、又は頻繁である。 <input type="checkbox"/> その他 []	
住所等	住 所	
	略 図	
備 考		

年 月 日

本庄市役所 御中

株式会社 日本ウォーターテックス

道路損傷状況等連絡票

以下のとおり道路損傷状況等の連携事項を発見しましたので、お知らせします。

発見日時	年 月 日 () 時 分頃	
道路損傷 状況等	道 路	<input type="checkbox"/> 路面・歩道の穴 <input type="checkbox"/> その他 ()
	側 溝	<input type="checkbox"/> マス・フタの損傷 <input type="checkbox"/> 大きな隙間 <input type="checkbox"/> その他
		その他
損傷箇所	本庄市 番地	付近 (東・西・南・北) 側

位置図・略図等記入欄

--

年 月 日

本庄市役所 御中

株式会社 日本ウォーターテックス

不法投棄等連絡票

以下のとおり不法投棄等の連携事項を発見しましたので、お知らせします。

発見日時	年 月 日 () 時 分 頃	
内 容	<p>(該当する項目の□にチェックしてください)</p> <p>不法投棄物</p> <p><input type="checkbox"/>家電5品目 (エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)</p> <p>※当てはまる項目に○を付けてください</p> <p><input type="checkbox"/>その他 (捨てられていたもの:)</p> <p>※具体的にご記入ください 例: タイヤ・自転車・ソファ等</p> <p>土砂等の搬入物</p> <p><input type="checkbox"/>埋立て</p>	
不法投棄場所	住 所	
	略 図	
備 考		

年 月 日

本庄市役所 御中

株式会社 日本ウォーターテックス

空き家異状等連絡票

以下のとおり空き家異状等の連携事項を発見しましたので、お知らせします。

発見日時	年 月 日 () 時 分 頃	
状 況	(該当する項目の□にチェックしてください) 状況 <input type="checkbox"/> 建物の異状 <input type="checkbox"/> 草木の繁茂 <input type="checkbox"/> その他 []	
住所等	住 所	
	略 図	
備 考		

災害時等における水道の応急対応の支援に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、地震、風水害、その他の災害及び水道施設等の事故（以下「災害等」という。）により、水道水の供給に支障が生じた場合に、甲からの要請に応じ、乙が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、災害等により水道水の供給に支障が生じた場合に乙の応援が必要であると認めるときには、乙に対して応援を要請することができるものとする。

(要請の手続)

第3条 前条の規定による要請は、応援要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(応援活動)

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、次に掲げる応援活動を実施するものとする。

- (1) 窓口・電話受付
- (2) 広報活動
- (3) 給水活動支援
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲から応援要請のあった事項

(災害補償及び損害賠償)

第5条 応援活動に従事した乙の従業員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、原則として乙の労災保険等により補償するものとする。

2 乙は、この覚書の履行に関し、第三者に損害を与えた場合における損害賠償については、甲乙が協議して定めるものとする。

(報告)

第6条 乙は、この覚書に基づく応援活動を終了した際は、活動内容を文書で甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 この応援活動に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害時における情報伝達を正確に行うために、連絡責任者を定め、連絡先と共に相互に通知する。連絡責任者又は連絡先に変更が生じたときも、また同様とする。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、この覚書に基づく応急対応に関する応援を円滑に実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この覚書に関し知り得た個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この覚書が終了した後も同様とする。

(協議)

第11条 この覚書の実施に関し、疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は覚書を締結した日から、令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の翌日から1年間、この覚書を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月29日

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

甲 埼玉県本庄市
本庄市長 吉田信解

埼玉県幸手市緑台1丁目19番11号

乙 株式会社日本ウォーターテックス
代表取締役 佐藤亮

(別紙様式)

年 月 日

株式会社日本ウォーターテックス
代表取締役 佐藤 亮 様

本庄市水道事業
本庄市長 吉田 信解

応 援 要 請 書

「災害時等における水道の応急対応の支援に関する覚書」に基づき、応急対策業務の応援について、次のとおり要請します。

応援の期間	年 月 日から 年 月 日まで
災害の状況	
業務内容及び人数	①電話対応 名 ②広報活動 名 ③応急給水活動 名 ④事務作業 名 ⑤その他 () 名
その他	